

第 6 5 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
足立区障がい福祉センター条例（平成 14 年足立区条例第 48 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 14 項」に改め、同項第 4 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 6 条第 4 号ア中「第 5 条第 17 項第 1 号」を「第 5 条第 18 項第 1 号」に改め、同号イ中「第 5 条第 17 項第 2 号」を「第 5 条第 18 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 5 条第 17 項第 2 号」を「第 5 条第 18 項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

（提案理由）

障害者自立支援法の改正により規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。